

新規・再

登 録 申 請 書

令和6年3月6日

大阪府知事様

住 所 大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号

フリガナ 大阪府庁産業株式会社
氏名又は名称 大阪府庁産業株式会社

代表者の住所 ××市××町×丁目×番×号

フリガナ 府庁 太郎
代表者の氏名 代表取締役 府庁 太郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の
登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
フリガナ 営業所の名称	大阪府庁産業株式会社 大手前営業所
営業所の所在地 (電話番号)	大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号 (××-××××-××××)
フリガナ 営業所の責任者の氏名	府庁 太郎

納付確認書貼付欄

以下①～③の納付により発行された納付確認書を、この枠内に、のりで貼付してください。

①府指定金融機関で納付された方は、納付後に発行された「大阪府手数料納付済証（大阪府行政事務申請手続用）」をここに貼付してください。

または、

②コンビニで納付された方は、納付後に発行された「大阪府手数料納付済証」をここに貼付してください。

(※一部のコンビニでは、領収書(お客様控え)のみ発行されます。その場合、領収書をコピーし、領収書のコピーをここに貼付してください。)

または、

③大阪府手数料納付窓口（大阪府庁本館、大阪府庁別館、咲洲庁舎）で納付された方は、収納確認が印字された「大阪府手数料（POS）納付用 連絡票」をここに貼付してください。

(1) 監督者名簿						
種類	フリガナ 監督者氏名	業務範囲	経験 年数	資格の種類	番号	講習会修了証書 有効期限
統括	エイエイ 衛生 H男	大阪府域全域	5年	統括管理者	統第 123 号	令和12年2月20日
清掃	カンキョウ 環境 H子	大阪府域全域	5年	清掃作業監督者	清第 134 号	令和12年1月10日
空調給 排水管 理	エイエイ 衛生 H郎	大阪府域全域	5年	空調給排水管理監督者	給第 145 号	令和12年1月20日
空 気	カンキョウ 環境 H美	大阪府域全域	5年	空気環境測定実施者	空第1555 号	令和12年2月10日
						年 月 日
						年 月 日

- 書式以外の添付書類
- 統括管理者：統括管理者講習会(又は再講習会)修了証書の写し(照合のため原本持参のこと)
 - 清掃作業監督者：清掃作業監督者講習会(又は再講習会)修了証書の写し(照合のため原本持参のこと)
 - 空調給排水管理監督者：空調給排水管理監督者講習会(又は再講習会)修了証書の写し(照合のため原本持参のこと)
 - 空気環境測定実施者：次の①又は②のいずれか
 - ①空気環境測定実施者講習会(又は再講習会)修了証書の写し(照合のため原本持参のこと)
 - ②建築物環境衛生管理技術者免状の写し(照合のため原本持参のこと)ただし初回登録時のみ有効

(2) 研修実施状況 (計画)				
(自 令和5年3月6日 ・ 至 令和6年3月5日)			令和6年3月6日現在	
研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格 (使用テキスト名)	対象従事者数	参加従事者数
(清掃作業従事者) 令和5年5月9日	建築物の環境衛生行政 60分 機械器具の種類と使用方法 180分 資材の種類と使用方法 60分 安全及び衛生 60分 作業従事者の責任と任務 60分	環境 H子 清掃作業監督者 (公益社団法人全国ビルメン テナンス協会テキスト使用)	7名	7名
(空調給排水管理 従事者) 令和5年11月21日	空気調和方式と機器 120分 給水設備と水質基準 120分 排水設備の維持管理 120分 残留塩素測定器の取扱い 60分 安全及び衛生 60分	衛生 H郎 空調給排水管理監督者 (公益財団法人日本建築衛生 管理教育センターテキスト使 用)	5名	5名
登録団体の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた (行われる) ものである。 令和 年 月 日 (登録団体名) (代表者氏名)			印

※ 初回登録は、申請日から1年間の従事者研修の計画を記入する。
再登録の場合は、過去1年間の研修実施状況を記入する。

(3) 作業班編成		
作業班名	監督者氏名	使用する機械器具
清掃作業班	環境 H子	真空掃除機 床みがき機 その他
空気環境測定班	環境 H美	浮遊粉じん計 一酸化炭素測定器 風速計 二酸化炭素測定器 温度計 湿度計 その他
設備管理班	衛生 H郎	残留塩素測定器 その他

(4) 作業手順等

(清掃)

清掃作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行う。
- 2 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャワークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- 3 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。
- 4 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。
- 5 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用の機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。
- 6 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。
- 7 1から6までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行う。
- 8 7に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- 9 清掃作業に伴って排出されるごみは、収集し建築物内の貯留設備へ運搬し保管する。その際ごみの減量化及び各種分別を併せて行う。清掃作業に伴って生じる排水は関連法令等に抵触しないように処理する。
- 10 作業の状況について報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。

(空気環境調整・測定)

空気調和設備の維持管理作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。
- 8 空気環境の調整に関する作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。

機械換気設備の維持管理作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 機械換気設備の維持管理を上記空気調和設備の維持管理作業手順1、4、5に定めるところにより行う。

(4) 作業手順等

空気環境測定作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 空気環境の測定は、法律施行規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行う。
- 2 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。
- 3 測定結果を整理し、報告書を作成する。基準外となった項目については、その原因と改善策を検討し依頼者及び建築物環境衛生管理技術者へ提示する。
- 4 測定結果報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。
測定結果保存責任者：環境 H美

(給水・排水管理、飲料水の水質検査)

給水・排水管理作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

貯水槽等飲料水の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

(1)	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2mg/L以上。結合残留塩素の場合は1.5mg/L以上。
(2)	色度	5度以下であること。
(3)	濁度	2度以下であること。
(4)	臭気	異常でないこと。
(5)	味	異常でないこと。

- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検する。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- 10 貯水槽等飲料水の給水に関する設備の維持管理作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。

(4) 作業手順等

雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修を行う。
- 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- 6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- 8 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で年間保存する。

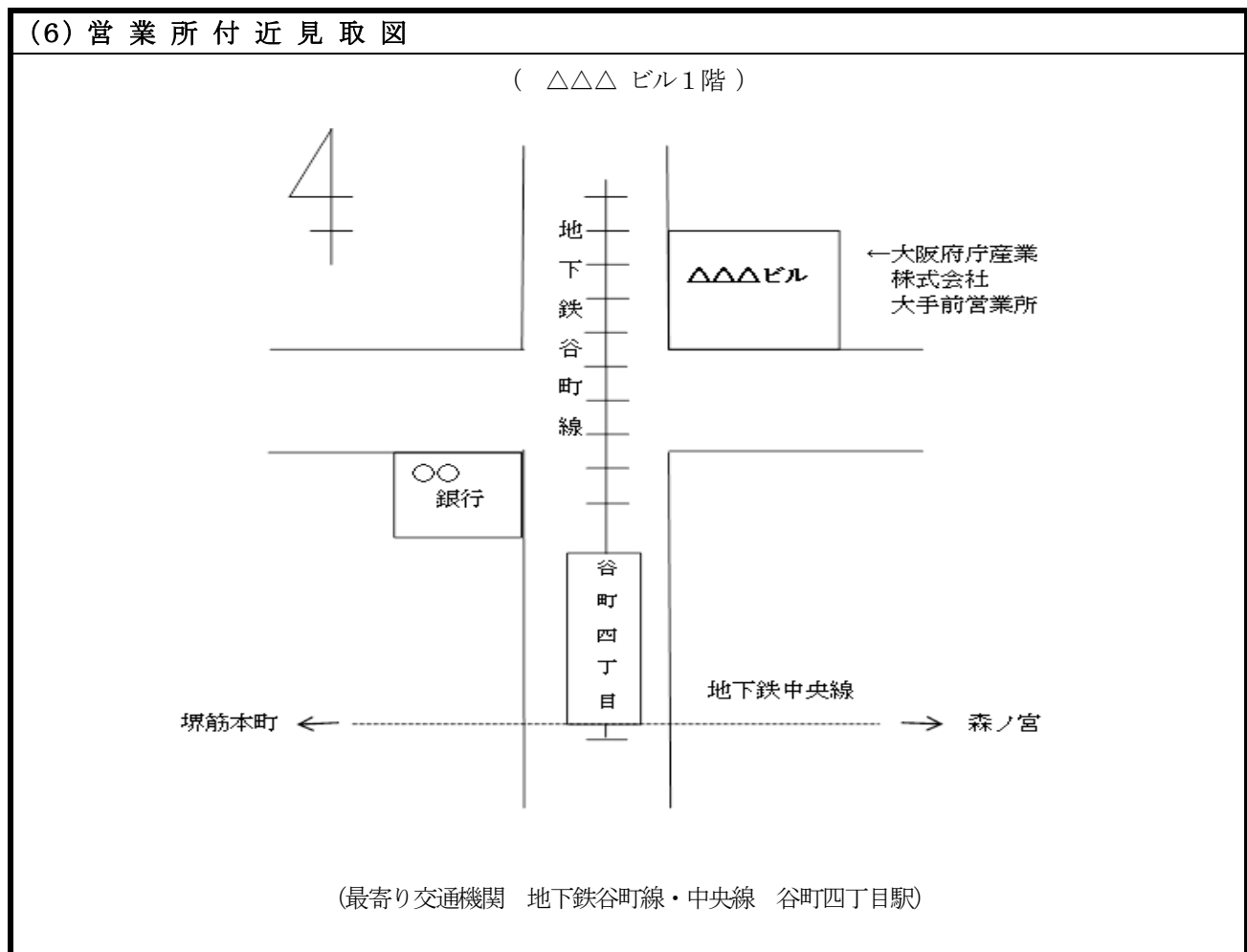
排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- 5 排水槽等の排水に関する設備の維持管理作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。

飲料水の水質検査作業手順等のうち主な事項については以下のとおり。

- 1 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。
- 2 測定結果報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で5年間保存する。

(5) 設備機器名簿		令和6年3月6日現在	
名称	型式	数量	購入年月日
真空掃除機	AB-123型 株式会社〇〇工業	2	平成23年4月1日
床みがき機	CD-456型 ××製作所	2	平成23年4月1日
浮遊粉じん計	EF-789型 〇〇計器株式会社	1	平成23年4月1日
一酸化炭素検定器	CO-123型 △△科学工業	1	平成22年4月1日
二酸化炭素検定器	CO2-123型 △△科学工業	1	平成22年4月1日
温度計	アスマン通風乾湿計A-3型 ××理化	1	平成21年4月1日
湿度計	同上	—	—
風速計	アネモマスター風速計501型 〇〇工業	1	平成21年4月1日
残留塩素測定器	DPD-1型 ××理化学工業株式会社	2	平成23年4月1日



登録を受けている他事業の登録番号			
大阪府	第	号	大阪府
大阪府	第	号	大阪府

(7) 備機器の維持管理の方法		
自社管理設備機器名称	委託管理設備機器名称	委託先名称
真空掃除機	浮遊粉じん計	(公財)日本建築衛生管理教育センター
床みがき機		
一酸化炭素検定器		
二酸化炭素検定器		
温度計		
湿度計		
風速計		
残留塩素測定器		
自社管理の概要		委託管理の概要
1 取扱説明書に従い定期的に保守点検を行う。 2 測定前に作動状況を確認し、測定後には整備を行う。 3 消耗部品については適宜交換する。		1 一年以内ごとに一回、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターにて浮遊粉じん計の較正を行う。

(8) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
1 作業及び使用機器の維持管理は原則として自社で行うが、他の者に委託する場合には以下により対応する。 2 受託者が使用する機器が登録基準の物的要件を満たしていることを確認する。 3 受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間を建築物維持管理権原者に対して予め通知する。 4 業務の実施計画及び実施状況を受託者からそれぞれ報告させるとともに現場確認を行う等、業務の方法が登録基準のその他の要件を満たしていることを把握する。

(9) 苦情及び緊急時対応体制	
(主 な 対 応 者)	
苦情及び緊急連絡通報	連絡先電話番号
↓	営業時間内 ××-××××-××××
	営業時間外 △△△-△△△△-△△△△
↓	代表者(営業所責任者) 府庁太郎携帯電話
出 動	統括管理者 衛生H男 清掃作業監督者 環境H子
↓	空調給排水管理監督者 衛生H郎 空気環境測定実施者 環境H美
現場状況確認	同 上
↓	
現場対応	同 上
↓	
通報者への報告	代表者(営業所責任者) 府庁太郎